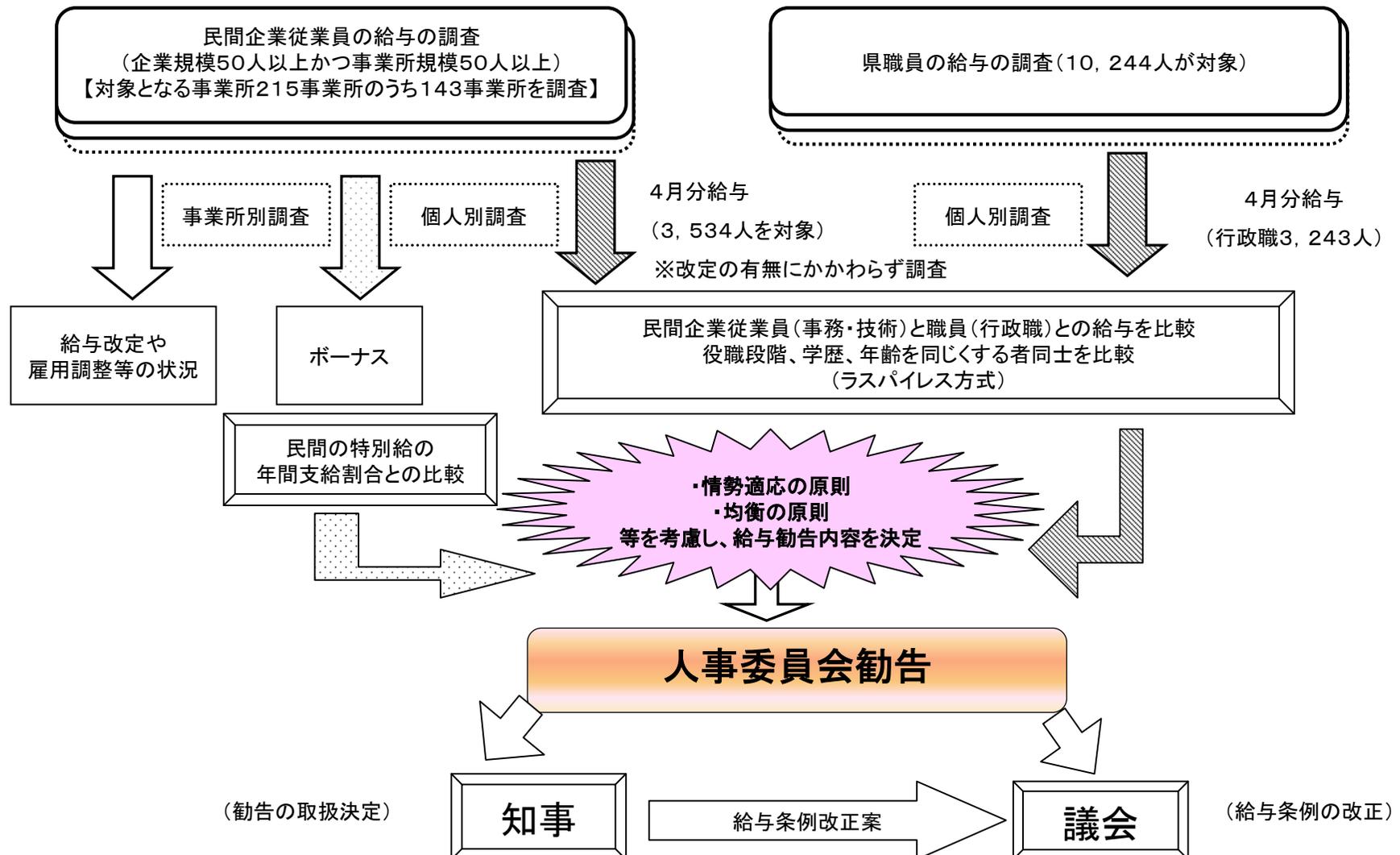


給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成22年10月
鳥取県人事委員会

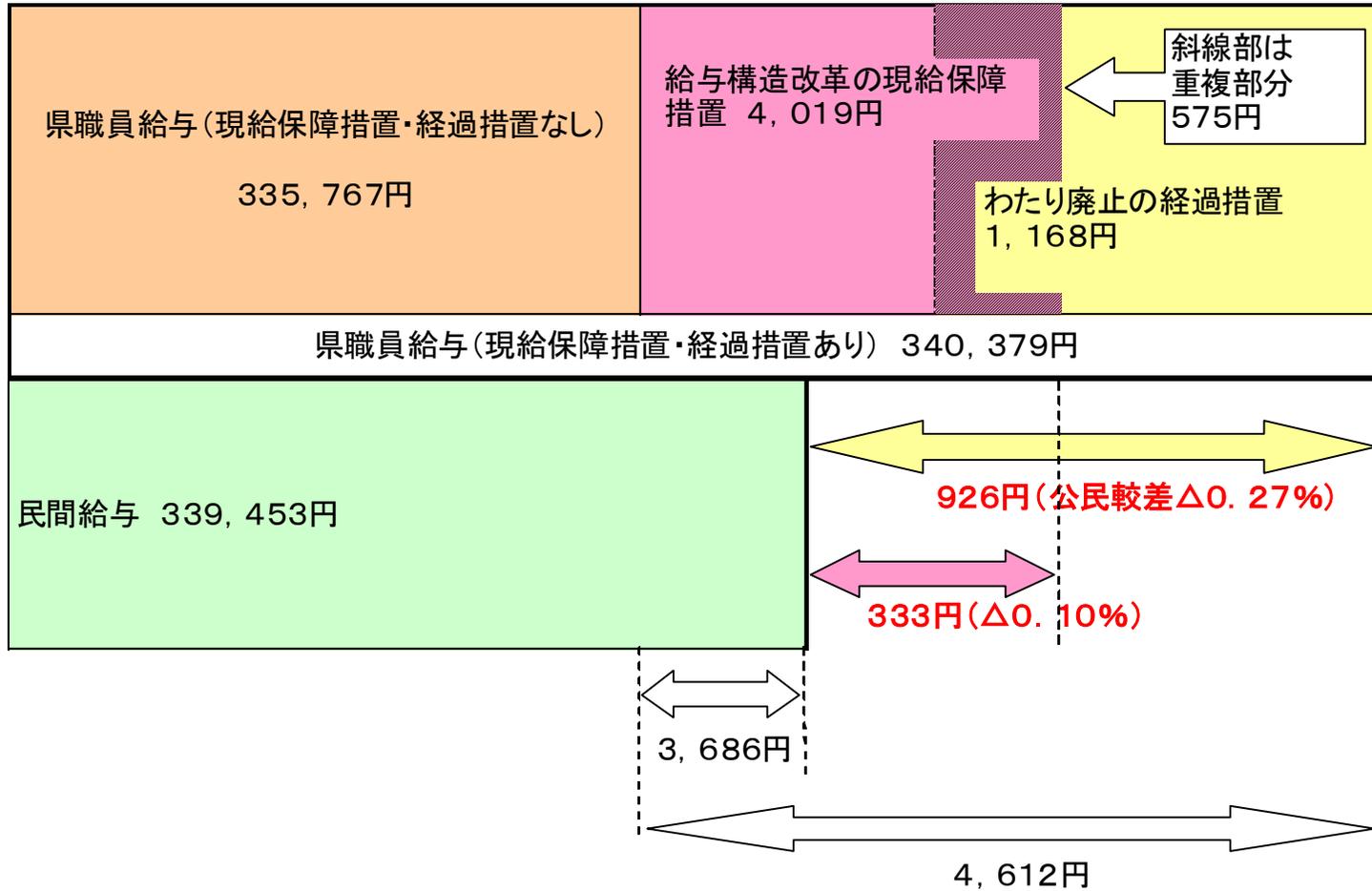
人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



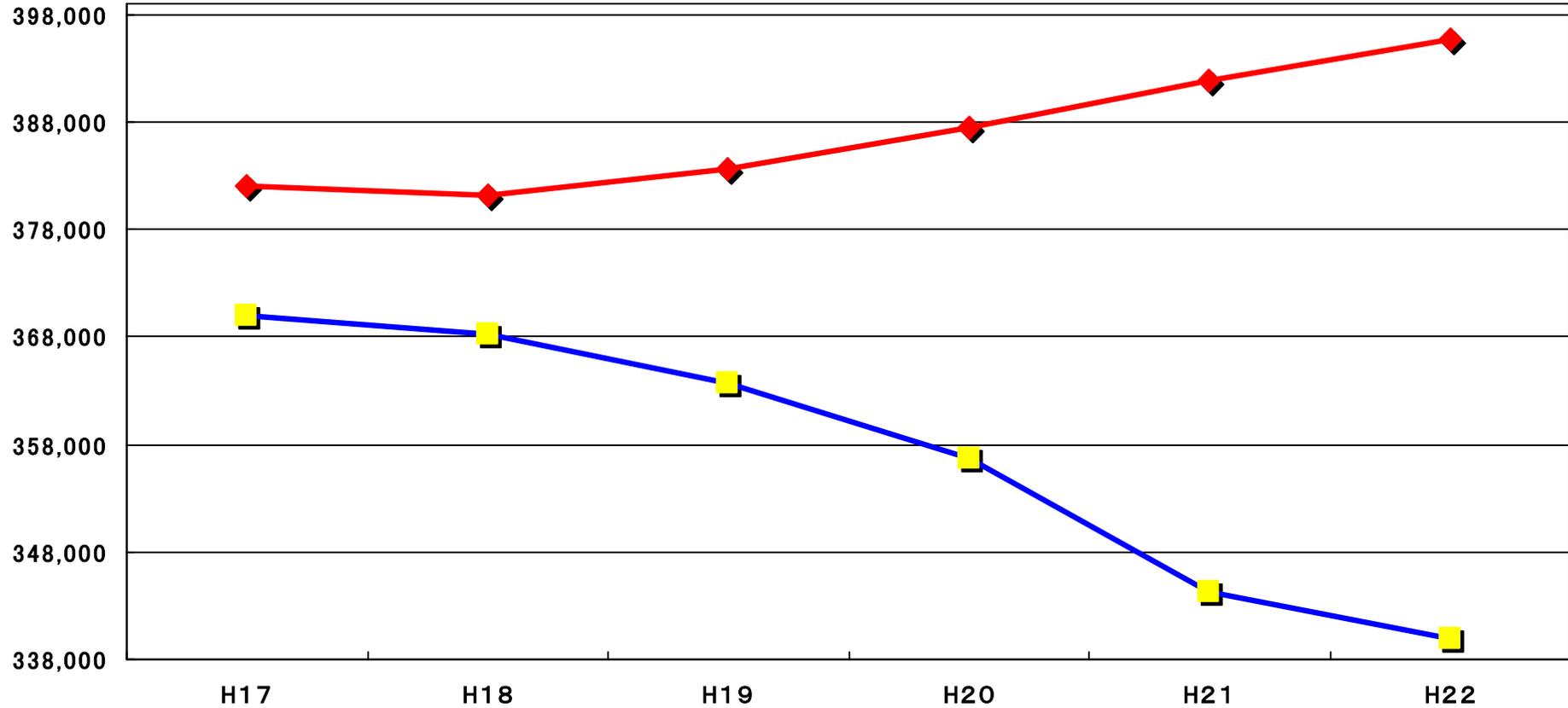
民間給与の較差に基づく給与改定

本年は、地域民間事業所従業員の給与水準、国と他の地方公共団体との給与水準の乖離の状況、わたり廃止の経過措置額等が確実に減少している状況などを総合的に判断し、月例給の改定を見送ることとしました。



鳥取県職員の平均給与額の推移

国(参考) 鳥取県(毎年4月時点)



国:382,092円(40.3歳) 国:381,212円(40.4歳) 国:383,541円(40.7歳) 国:387,506円(41.1歳) 国:391,770円(41.5歳) 国:395,666円(41.9歳)
県:370,010円(40.8歳) 県:368,322円(41.0歳) 県:363,742円(41.3歳) 県:356,698円(41.4歳) 県:344,377円(41.8歳) 県:339,991円(42.1歳)

- 1 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 2 平成19年以前の鳥取県職員の給与額は給与の特例措置前(給与カット前)の金額を掲載している。

最近の給与勧告等の状況(平成11年～)

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成11年	0.00%	4.95月	△0.30月
平成12年	0.12%	4.75月	△0.20月
平成13年	0.00%	4.70月	△0.05月
平成14年	△1.88%	4.65月	△0.05月
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月
平成16年	△0.71%	4.40月	0.00月
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	0.00%	3.90月	0.04月

勧告に伴う影響額

【H22年度中の年収の影響額】

○昇給がなかったと仮定した場合

＜行政職＞

- ①改定前：5,395,497円
- ②影響額：13,876円(0.26%)
- ③改定後：5,409,373円

【モデルによる年間給与の影響：40歳係長(配偶者、子2人)】

○昇給がなかったと仮定した場合

＜行政職＞

- ①改定前：5,262,090円
- ②影響額：13,822円
- ③改定後：5,275,912円

本年の給与改定(まとめ)

1 給料表

○給料表を据え置く。

2 特別給

○民間の特別給の支給状況を下回るので民間と均衡させる。(3. 86月→3. 90月)
→期末手当の支給月数の0. 04月分引上(2. 41月→2. 45月)

3 実施時期

○平成22年12月1日実施。